

## 厚生労働省告示第百二十七号

薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第四十二条第二項の規定に基づき、医療用エックス線装置基準(平成十三年厚生労働省告示第七十五号)の一部を次のように改正し、平成十四年十月一日から適用する。

平成十四年三月二十七日

厚生労働大臣 坂口 力

第四項(2)ただし書中「場合」の下に「(へに掲げる場合を除く。)」を加え、同項(2)へ中「ホまで」を「へまで」に改め、同項(2)へを同項(2)トとし、同項(2)ホの次に次のように加える。

へ 乳房撮影用エックス線装置(拡大撮影を行う場合に限る。)にあつては、20 センチメートル以上